

## 各種申請書の押印の廃止について

共済契約者又は被共済者の方から提出していただく各種申請書のうち押印又は署名を求めていたものにつきまして、今般、政府により進められている押印を求める手続きの見直しを受け、下記のとおり、押印（訂正印を含む）がない場合でも、申請を受け付けることとしましたのでお知らせいたします。ただし、申請の内容によっては、必要な確認をさせていただく場合があります。

### 記

- 令和3年1月4日支部受付分から、各種申請書における押印を廃止する（訂正印を含む）。
- 各種申請書等で「印」欄があるものについては、押印が無い場合も受付を行う。
- 加入・履行証明願（経営事項審査用及び指名願用）の申請者印について押印廃止とする。
- 退職金請求書の請求人印及び事業主印について押印廃止とする。
- 退職金請求書やその他の金融機関口座確認印が必要な申請書については、金融機関口座確認印を廃止することとし、代わりに通帳又はキャッシュカード等の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号がわかるもの）の添付を求める。
- 退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書について押印廃止とする。
- 令和3年1月4日以降に支部へ提出された各種申請書に押印が既になされている場合も、従来どおり受付を行う。
- 建退共ホームページ掲載の各種申請書様式（ダウンロード様式）については、順次新様式に更新していく予定。